

南部町子ども医療費給付条例施行規則

平成30年6月7日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部町子ども医療費給付条例（平成30年南部町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(受給資格証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請書は、子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の前年分（1月から6月までの申請の場合は、前々年分）の所得状況又は課税状況を証する書類
- (2) 条例第3条の規則で定める特別の理由がある場合にあっては、それを証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第4条 町長は、前条第1項の申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果を子ども医療費受給資格認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）又は子ども医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書（様式第3号。以下「却下通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 条例第5条第1項の受給資格証は、南部町子ども医療費受給資格証（様式第4号）によるものとする。

(災害等による所得制限の特例)

第5条 条例第3条の規則で定める特別の理由は、保護者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財若しくはその他の財産について著し

い損害を受けたと町長が認めたとき、又は保護者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院をしたときその他これらに類する事由があることにより町長が町民税の減免をしたときとする。

(受給資格証の更新等)

第6条 受給資格証は、毎年8月1日に更新する。

2 受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、交付申請書により町長に更新申請しなければならない。ただし、従前の申請事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、交付申請書の提出を省略することができるものとする。

3 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の前年分（1月から6月までの申請の場合は、前々年分）の所得状況又は課税状況を証する書類

(2) 条例第3条の規則で定める特別の理由がある場合にあっては、それを証する書類

(3) 受給資格証

(4) その他町長が必要と認める書類

4 町長は、第2項の更新申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果、受給資格者と認定したときは受給資格証を添えて認定通知書により、受給資格者と認定しないときは却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(受給資格証の再交付)

第7条 受給資格者は、受給資格証を毀損し、摩滅し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（様式第5号）を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給資格者は、受給資格証を毀損し、又は摩滅したことによって受給資格証の再交付を受けようとするときは、前項の申請書に当該受給資格証を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により再交付する受給資格証には、再交付の表示をするものとする。

4 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を町長に返納しなければならない。

(子ども医療費の給付申請)

第8条 受給資格者は、条例第7条第2項の規定により、子ども医療費の給付を受けようとするときは、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に子ども医療費給付申請書(様式第6号)に医療機関等の発行する領収書又はこれらに代わるべき証明書を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請の際には、受給資格証及び当該給付対象者の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(子ども医療費の給付決定等)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、遅滞なく、給付要件を審査した結果、子ども医療費を給付することが適当と認めたときは子ども医療費給付決定通知書(様式第7号)により、不適当と認めたときは子ども医療費給付申請却下通知書(様式第8号)により、受給資格者に通知するものとする。

(国民健康保険法の高額療養費等の申請及び給付)

第10条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる子どもの保護者に高額療養費給付申請書(様式第9号)を提出させ、高額療養費給付額調書(様式第10号)2部を添えて保険者に送付するものとする。

2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、保護者から町長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。

3 保険者は、保護者から第1項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

4 町長は、高額介護合算療養費の支給対象となる給付対象者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費の支給申請書を提出させるに当たっては、前2項の取扱に準じ、高額介護合算療養費のうち給付対象者に係る分の受領について委任状(様式第9号の2)により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

(受給資格の変更等の届出)

第11条 条例第8条の規定による申請内容に変更を生じた場合の届出は、子ども医療費受給資格変更(消滅)届(様式第11号)に受給資格証を添えて行わなければ

ならない。

(損害賠償の届出)

第12条 条例第8条の規定による医療の給付の原因が第三者の行為によって生じた場合の届出は、損害賠償受給報告書(様式第12号)により行わなければならない。

(子ども医療費の返還)

第13条 町長は、条例第9条又は第10条の規定により子ども医療費を返還させようとするときは、子ども医療費返還通知書(様式第13号)により、受給資格者又は偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けた者に対しその旨を通知するものとする。

(添付書類の省略)

第14条 町長は、この規則の規定による添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行日の前日までに、南部町子ども医療費助成要綱(平成27年健福要綱第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

第3条 この規則の規定により、新たに子ども医療費の給付の対象となる者に係る受給資格の認定申請の手続その他必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(南部町個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 南部町個人番号の利用に関する条例施行規則(平成28年南部町規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「南部町子ども医療費助成要綱(平成27年健福要綱第9号)第5条及び第6条」を「南部町子ども医療費給付条例(平成30年南部町条例第27号)第4条及び第5条」に改め、同項第2号中「南部町子ども医療費助成要

綱第 8 条」を「南部町子ども医療費給付条例施行規則（平成30年南部町規則第号）第 6 条」に改める。

第 3 条第 3 項中「南部町子ども医療費助成要綱第 6 条」を「南部町子ども医療費給付条例施行規則第 4 条」に、「南部町子ども医療費助成要綱第 8 条」を「南部町子ども医療費給付条例施行規則第 6 条」に改める。